

令和4年度東京地方最低賃金審議会（第3回専門部会）議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月3日（水） 午後2時08分から午後5時12分
- 2 場 所 九段第3合同庁舎11F 共用会議室1-3
- 3 出席状況 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名
- 4 議 題
 - (1) 金額審議
 - (2) その他

5 議事要旨

(1) 労使各側の意見については、

労側委員から

- ・ 韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ等の諸外国は、1995年から2020年までの25年間で、いずれも名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っている。それに対し日本は、名目賃金上昇率が物価上昇率を下回っている。
- ・ 中小企業の製造業で組織している労働組合では、今年の春季生活闘争において、1999年以降、過去最高の賃上げを獲得している。企業規模の小さい会社においても、経営努力により賃上げを実現しているのが実態である。
- ・ 連合東京による2022年春闘の最終回答結果によれば、東京では、平均賃金方式により回答を引き出した244組合の定昇相当込み賃上げ計は、加重平均で6,543円、2%弱の賃上げ率であった。一方、物価上昇は、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率の推移によれば、Aランクで令和4年4月3.0%、5月2.9%、6月2.7%であり、この物価上昇は肌身で感じている。この物価上昇は短期的でなく継続的に続くものと考えている。

使側委員から

- ・ 名目賃金と最低賃金の話は別のものであり、日本の賃金水準が国際的に高いか低いかではなく、最低賃金をどう考えるかを議論したい。最低賃金を引き上げれば名目賃金が上がっていくわけではない。
- ・ 最低賃金を上げたとしても、いわゆる103万円や130万円の壁などにより就業調整を行っている者も多く見受けられる。また、最低賃金を引き上げることにより、若年層や60歳以上の高齢者等の労働力として弱い層の人が、解雇や雇止めなどにより雇用が失われる可能性が高くなることも考えられる。最低賃金を引き上げるだけでなく、社会保障の問題、就業調整の問題など、総合的に勘案して検討するべ

きと考える。

- ・ 目安額 31 円は大きすぎると考えている。現時点では具体的な金額を示せる状況にない。

(2) 次回第 4 回専門部会は 8 月 4 日午前 10 時から開催することとされた。